

事業所のためのリデュース (Reduce=ごみ減量) 情報紙 (News)



ごみ減量PRキャラ
リサビット

プラスチック削減！出来ることから始めよう！



12 つくる責任
つかう責任



プラスチックごみ（廃プラスチック）は世界的に問題となっており、日本においてもレジ袋の有料化に続いて、2021年3月9日「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定されるなど、プラスチック削減へ向けた動きが加速しています。世界的課題であるプラスチック削減は私達の身近なところからも可能です。まずは出来ることから始めてみましょう。

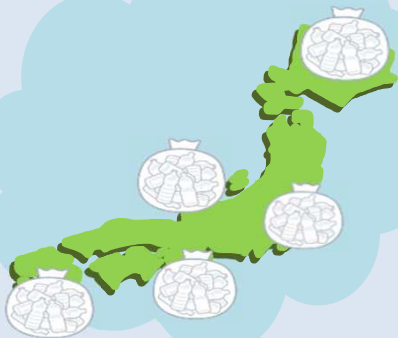
世界的に深刻な海洋プラスチック問題



アジア諸国がプラスチックごみの輸入を規制



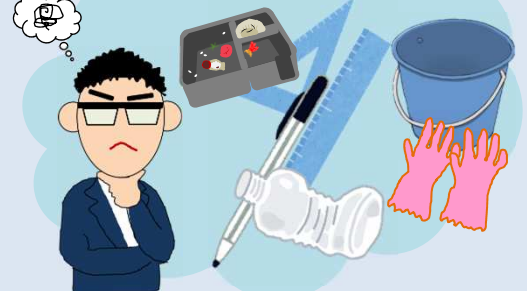
国内のプラスチックごみがダブっている



プラスチックごみの処理費用が高騰



オフィスにはプラスチックがいっぱい！

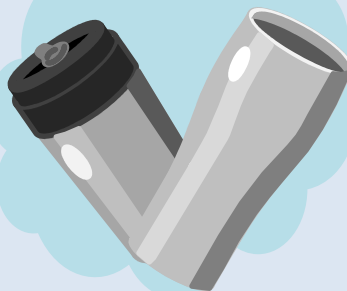


まずは出来るところからプラスチックを削減しよう

給水機の設定などによるペットボトルの削減

目標 ペットボトルゼロ！

例えば！マイボトルの推奨



【バックナンバーについて】

「Renews」はバックナンバーも含め
市ホームページからご覧いただけます
市ホームページの検索機能で「Renews」で検索！

【発行】 豊中市 事業ごみ指導課 一般廃棄物指導係
電話 06-6858-2278

Mail jigyougomi@city.toyonaka.osaka.jp

【協力】 豊中商工会議所

リサビニューズ



『とよなかエコショップガイドブック』を発行しました！



エコショップの環境に配慮した取組みをより多くの市民に知っていただくことで、豊中エコショップ認定店舗の利用を促進し、ごみ及び温室効果ガスの排出抑制を図るため『とよなかエコショップガイドブック』を発行しました。

「簡易包装」「適正発注」「食品リサイクル」など、取組み内容が一目で分かるアイコン付きで、各店舗を紹介しています。



とよなかエコショップガイドブック

あなたのお店も『とよなかエコショップ』に！
豊中エコショップ制度では環境に優しい取組みを進めるお店を募集します。

豊中エコショップとして認定されると、そのお店と環境に配慮した取組みを市ホームページ・広報とよなか等の媒体で紹介していきます。また、エコショップの中でも特に優れた取組みを行っているお店を認定するステップアップ認定制度もあります。

より優れた取組みを行っているお店は、PRのチャンスが増えます。消費者の環境に対する関心が高まる中、お店の「環境への取組み」が付加価値の1つになる可能性もあります。お店の環境への取組みを、豊中エコショップ制度でPRしてみませんか？

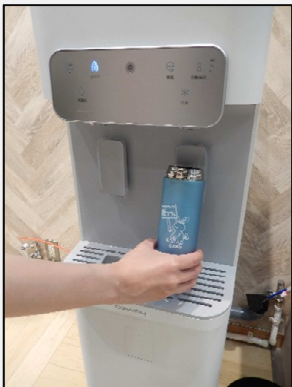


詳しくは『とよなかエコショップ制度』で検索！

とよなかエコショップ制度

検索

プラごみを減らして地球に優しい暮らしを
公共施設に給水機を設置しました！



豊中市は、マイボトル利用の普及啓発とプラスチックごみ削減を推進するため、マイボトル普及促進事業の一環として市内公共施設に給水機を設置しました。

設置施設は、熱中症対策として「ひと涼み」できるクールスポットを設けている市有施設71カ所のうち、市役所・出張所や公民館など6施設。

6月1日(火)から、冷水と常温水が出るマイボトル用の給水機を自由にご利用いただけます。同スポットの利用と併せて、熱中症の予防にもつながります。

【給水機設置場所】

- 市役所第二庁舎1階ロビー
- 庄内出張所
- 千里文化センター「コラボ」2階
- 中央公民館
- 蛍池公民館
- 環境事業所1階ロビー



40万人の

未来バトン

DU. 2023.0

廃プラスチック類の適正処理にご協力ください。

豊中市 環境部 事業ごみ指導課では、事業所から排出される廃棄物の適正処理の推進を目的として、豊中市伊丹市クリーンランドに持ち込まれる事業系一般廃棄物の検査を強化しております。検査を行う中、事業所から排出された廃棄物の中に、本来、産業廃棄物として処理しなければならない、食品トレイ、ペットボトル、発泡スチロール等の廃プラスチックが一般廃棄物の処理施設である、豊中市伊丹市クリーンランドへ持ち込まれている事案が多く発生しております。**廃プラスチックの処理については許可を有する産業廃棄物処理業者に委託してください。**

実際に豊中市伊丹市クリーンランドに持ち込まれた廃プラスチック類の画像



廃プラスチック類は、廃棄物処理法が規定する「産業廃棄物」に該当するため、「一般廃棄物」として処理することはできません。
産業廃棄物を一般廃棄物として処理を委託した場合、委託基準違反となり罰則（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）が科される可能性があります。

【処理業者の紹介】大阪府産業資源循環協会 ☎06-6943-4016

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の概要

設計・製造

【環境配慮設計指針】

● 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した商品であることを**認定**する仕組みを設ける。

販売・提供

【使用の合理化】

● ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売り・サービス事業者など)が取組むべき**判断基準を策定**する。

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

● プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。

【製造・販売事業者等による自主回収】

● 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。

【排出事業者の発生抑制・再資源化】

● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取組むべき**判断基準を策定**する。



編集後記

2021年3月9日「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定され、2022年4月に施行される見通しです。既に有料化が実施されているレジ袋に続いて、今回の法律により、プラスチック製ストロー・フォーク・スプーン類についても、無償配布の原則禁止・有料化が実施されることが予想されます。安く、軽く、便利なプラスチック製品は生活には欠かせないものではありませんが、現在の状況を考えると減らす工夫が必要です。法規制されるからではなく、世界で起きている変化に対応することが求められています。